

～「賃金引き上げ」の際にご活用ください～

賃金規定等改定コース（キャリアアップ助成金 令和7年度版）

◎パートタイム労働者など**非正規雇用労働者全員**※の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

※一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

●支給額 ※1人当たりの助成額は以下のとおりです（1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人）

企業規模 \ 賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※助成対象となる労働者は、賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該事業所において雇用保険被保険者である方です。

賃金規定等改定コース 活用モデル

会社概要

本社：長崎県（食品加工業）
従業員数：100人（中小企業）
（正社員70人、パート社員30人）

【課題】

◎最低賃金の上昇により、事業主負担が増加するが、何か活用できる助成金はないか。

取組内容

例) 活用モデル（最低賃金の改定額に合わせたケース）

○全パート社員（30人）：時給953円 ▶ **1,031円** に改定

- ①全パート社員の改訂後の時給を就業規則に規定（監督署へ提出）
- ②実際に、改定後の時給で給与を支給

就業規則

例) 第〇条（賃金）

パート社員の賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。

2 パート社員の基本給は時給とし、その金額は1,031円とする。



助成額合計 **210万円!**（内訳：7万円（6%以上）×30人＝210万円）

参考

Q パート社員の時給が異なるが、就業規則への規定方法は？

A 時給が異なる場合は、時給ごとに分けて金額の多寡の順に「賃金一覧表」を作成（右図参照）してください。
なお、すべての等級で3%以上増額改定する必要がありますのでご注意ください。



●賃金一覧表（例）

等級	改定前時給	改定後時給
1	953円	1,031円
2	980円	1,050円
3	1,005円	1,070円
4	1,030円	1,090円
5	1,055円	1,110円

すべての等級で3%以上UP!

就業規則

例) 第〇条（賃金）

パート社員の賃金を「賃金一覧表」のとおり定める。

キャリアアップ計画書

◎「賃金規定等改定コース」を活用する場合は、**実施日（賃金改定日）の前日までに「キャリアアップ計画書」を提出する必要があります。**

●計画書（記入例）●

(様式第1号(表紙))(R7.7)

提出日： 令和7年 7月 10日

労働局長 殿

キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名： 株式会社〇〇 △△支店

使用者側代表者名： 〇〇 〇〇

労働組合等の労働者代表者名： 〇〇 〇〇

労働組合等の労働者代表者は、当該適用事業所における非正規雇用労働者も含む全ての労働者の代表者である。(チェックボックスに要チェック) ☒

労働者からの意見の聴取方法について、以下ア、イ、ウのうちいずれかのボックスにチェックを入れてください。

ア ☒ 社内掲示板、メール等の文書で周知し、意見を集約。

イ ☐ 朝礼、説明会等の場で直接労働者に説明し、意見を集約。

ウ ☐ その他

(様式第1号(計画(全コース共通)))(R7.7)

【キャリアアップ計画(共通事項)】

①キャリアアップ計画期間 ※計画期間(3年~5年) ※計画期間の開始日は届出日の翌日以降	令和7年 7月 11日 ~ 令和12年 6月 30日
②キャリアアップ計画期間中に講ずる措置の項目	1 正社員化コース (年 月頃実施予定) (正規雇用・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員) 2 障害者正社員化コース (年 月頃実施予定) (正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員) ③賃金規定等改定コース (令和7年11月頃実施予定) 4 賃金規定等共通化コース (年 月頃実施予定) 5 賞与・退職金制度導入コース (年 月頃実施予定) 6 社会保険適用時処遇改善コース (1) 手当等支給メニュー (年 月頃実施予定) (2) 労働時間延長メニュー (年 月頃実施予定) (3) 併用メニュー (年 月頃実施予定) 7 短時間労働者労働時間延長支援コース (年 月頃実施予定)

※1 講ずる措置の該当するコースの番号全てに「〇」をつけて下さい。

※2 正社員化コース、障害者正社員化コースについては、()内の該当する転換後の雇用形態を「〇」で囲んで下さい。

①キャリアアップ計画期間：「3年以上5年以内で設定」

②計画期間中に講ずる措置：「賃金規定等改定コース、実施予定月」

①②をご記入ください。

★計画書様式は「キャリアアップ計画書(R7.7)」をご使用ください。

キャリアアップ助成金 2025計画書

検索！

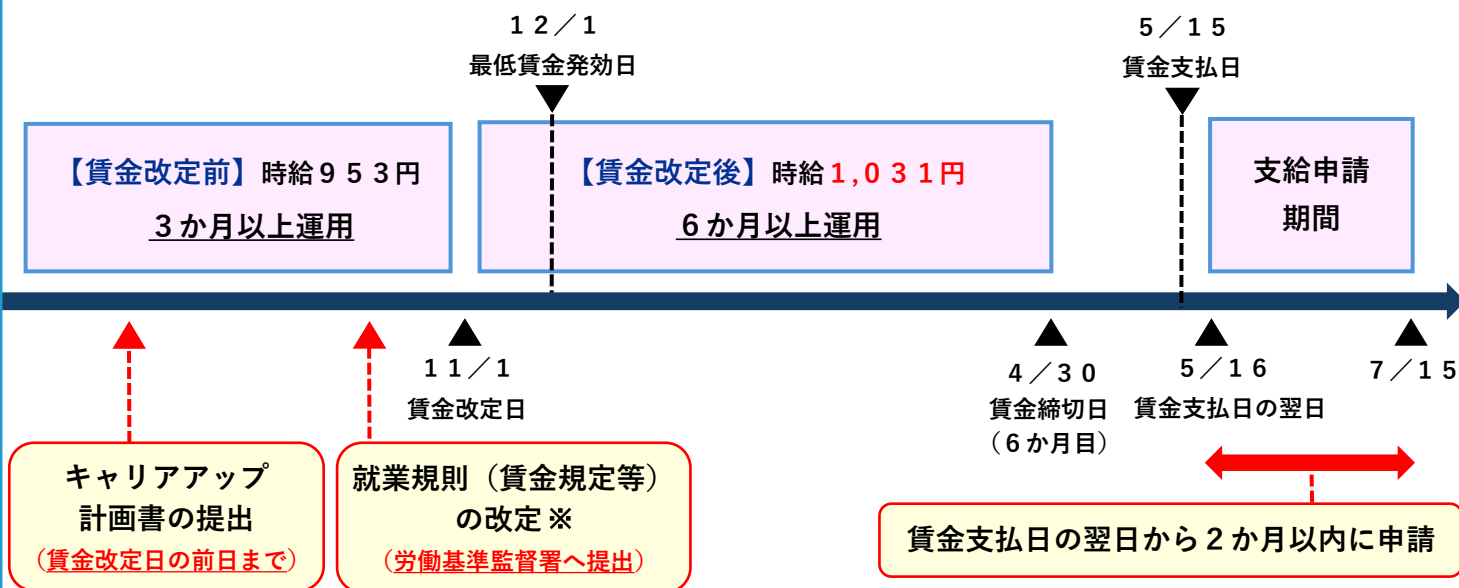
ご不明な点は、職業安定部職業対策課までお問い合わせください。

賃金規定等改定コース 申請までの流れ

例) 活用モデル(最低賃金の改定額に合わせたケース)

《賃金締切日が月末、翌月15日払いの場合》

○パート社員：時給953円 ▶ **1,031円** (賃金改定日：令和7年11月1日)



※最低賃金の発効に伴い「賃金改定」を行う場合は、**最低賃金発効日(12/1)の前日まで**に行う必要があります。